

## 農業近代化資金融通法の一部を改正する法律案要綱

### 1 貸付対象者の追加

農業近代化資金の貸付対象者として、農林中央金庫が主たる出資者等となっている団体又は法人で政令で定めるものを加える。(第二条第一項第四号関係)

### 2 貸付金合計額の最高限度額の引上げ

農業近代化資金の貸付金合計額の最高限度額について、農業者で政令で定めるものに貸し付ける場合にあつては二億円から七億円に、その他の農業者に貸し付ける場合にあつては四千万円の範囲内で政令で定める額から二億円の範囲内で政令で定める額に引き上げる。(第二条第三項第一号関係)

### 3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則関係)